

Ⅶ. ケーススタディ

多摩地域の自治体を対象に行ったアンケートでは、高齢者等社会的な支援が必要な人の入院や死亡に伴い、飼っていたペットの引取先が見つからないといった事案が多いことが確認された。

そこで、本項では実際に発生した同様の事案を取り上げ、社会的な支援が必要な人が飼育するペットについてどのような問題が発生し得るのかを考察するとともに、それを抑制するための対応策について検討する。

● ケース

生活保護を受けていた住民の入院・死亡により、飼っていた猫5頭の取扱いに苦慮した事案

当事者の概要

[属性]

- ・60歳代女性
- ・歩行障害あり
- ・賃貸住宅に一人暮らしで身寄りはない
- ・生活保護受給(社会福祉協議会が金銭管理サービスを実施)

[状況]

- ・猫を5頭飼育(本来はペットの飼育不可)
- ・福祉事業者(相談・計画作成で当事者を支援)、病院や行政等に対し、繰り返し電話し、理不尽な要求をすることがある
- ・ヘルパーへのハラスメントも激しいことから、ヘルパーがたびたび交代

※当事者がその言動により他者を圧しようとする傾向が強いという点で、本事案は特殊性を有する

経緯

- 2006年4月 社会福祉協議会が金銭管理サービスを開始
- 2017年6月 内臓疾患を発症し3週間入院。その間、ヘルパーが猫の世話をを行う(本来は介護サービスの対象外)
- 2018年2月 自宅で倒れ、病院に救急搬送。末期ガンの診断
- 2018年4月 病院で看護師を殴打し、退院せざるを得ない事態に
- 2018年4月 退院。急遽、サービス利用計画を作成し、訪問看護に移行
- 2018年4月 容体が悪化し、病院へ救急搬送。2日後に死亡

本事案における行政等の対応

1. 当事者がペットを飼育していることに関する行政の認知

- ・行政で当事者がペットを飼育していることを最も早く認知したのは生活保護担当部署で、2006年には同部署のケースワーカーが当事者の自宅内に猫が数頭いることを確認
- ・2018年2月に入院した際、当事者がペットを世話するために退院したいと主張。障害福祉担当部署は、この段階で当事者がペットを飼育していることを認知
- ・障害福祉担当部署は、ペットの移動の可能性を考え、ケージを用意することを検討
- ・障害福祉担当部署から動物担当部署に対し、ケージを借りたいとの申し出。この時、動物担当部署は本事案について認知

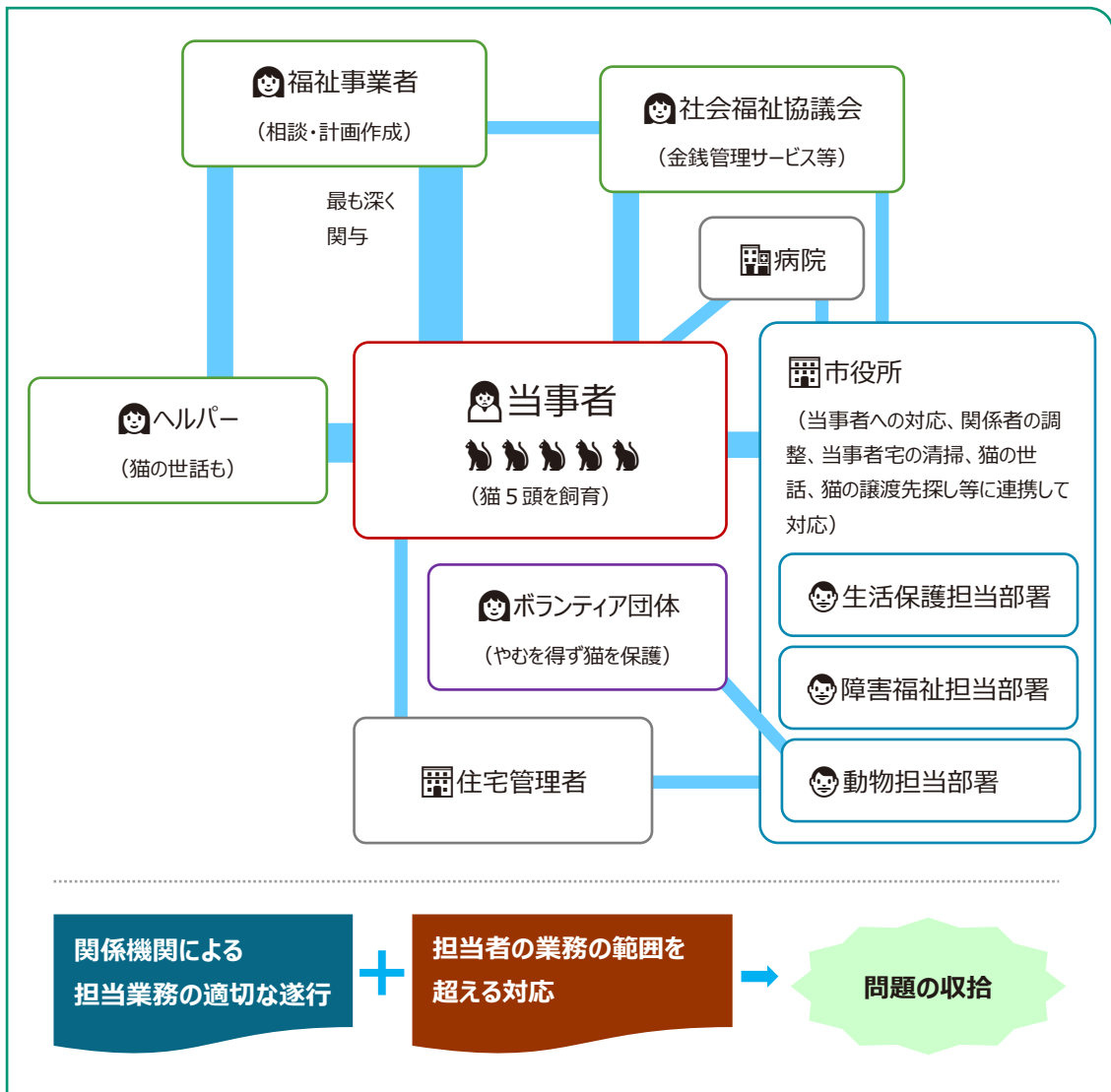
2. 関係者間における情報共有

- ・当事者は、自分の要求が認められるまで、福祉事業者、市(生活保護担当部署、障害福祉担当部署、動物担当部署)、社会福祉協議会に電話をかけていたことから、各者によって対応が異なると問題があるため、当事者が入院する前から関係者間で連絡を取り合い、方針を決めた
- ・当事者の入院後は、前出の関係者間で、病院において当事者が万一死亡した場合の対応(ペットの取扱いを含む)について検討

3. 当事者宅の清掃、猫の世話・譲渡等

- ・障害福祉担当部署では、当事者が退院させられた際、当事者の自宅の状況を確認したところ、猫の糞(ふん)・尿により室内が汚損し、異臭を放っていたことから、清掃を実施
- ・当事者死亡後は、市の職員や社会福祉協議会、福祉事業者が交代で猫を世話
- ・ボランティア団体が猫の譲渡先を探し、5頭のうち3頭は譲渡に至る
- ・この時点で、譲渡に至らなかった猫2頭について、ボランティア団体がやむを得ず保護

図表 72 当事者を支えた関係者



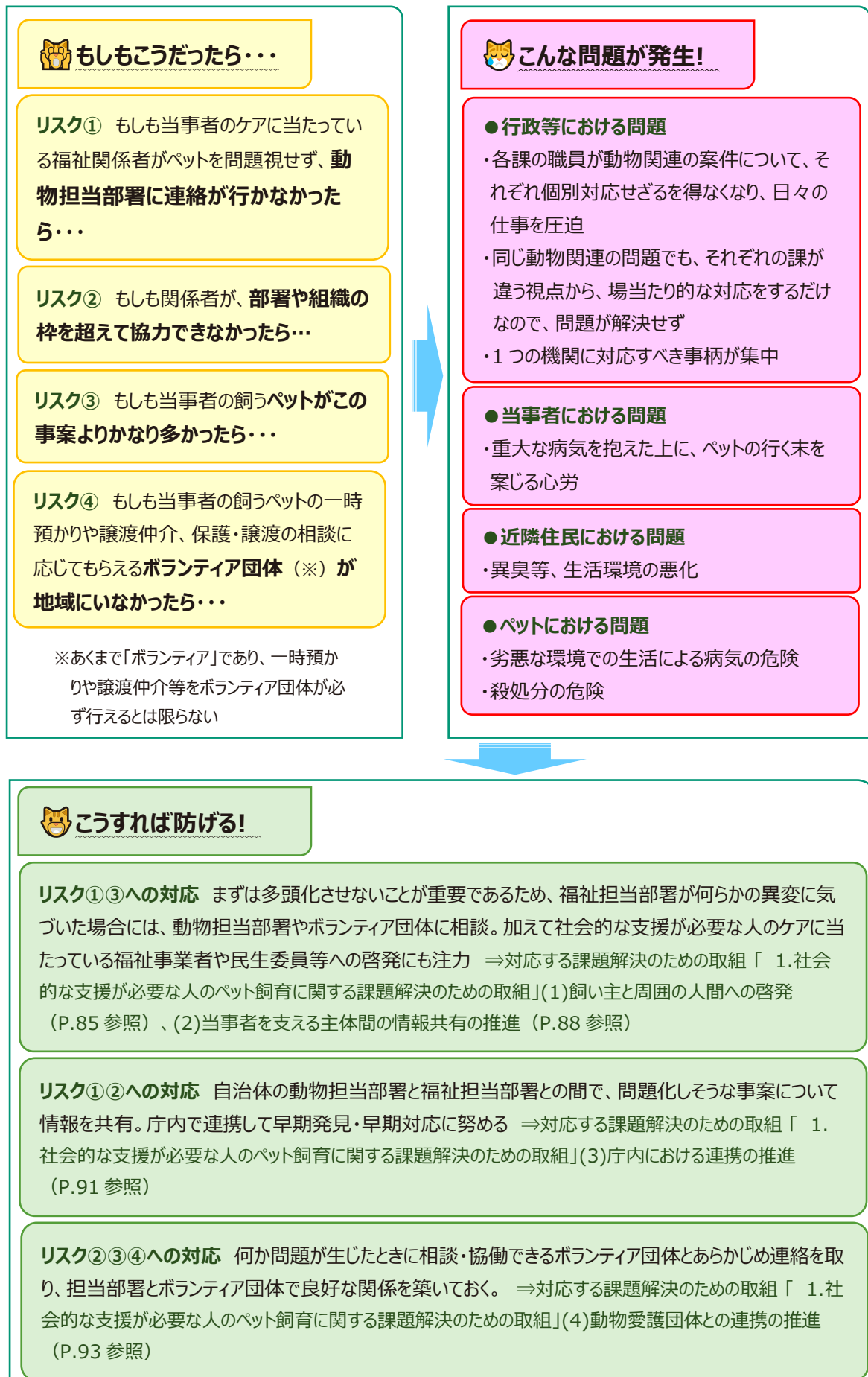
● 本事案の考察

本事案では、当事者の死後、約2週間で残されたペットすべての保護先が決まったため、殺処分はなく、周辺への環境被害も最小限に食い止めることができています。

しかし、それは、関係機関が担当業務を適切に遂行したのに加え、担当業務の範囲を超える対応によってもたらされた結果であり、他の事案でこのように事態が收拾できるとは限らない。ペット及びその飼い主に関して何か問題が生じたときには、各関係者の定められた業務範囲の中で解決できるのが、本来の行政等における対応のあり方である。

本事案をもとに、関係機関が適切な対応をとれなかったり、担当業務の範囲を超える対応を行わなかったりした場合について、想定されるリスク(「もしもこうだったら・・・」)や問題(「こんな問題が発生!」)、その対応策(「こうすれば防げる!」)を整理すると、次のとおりである。

図表 73 本事業のような対応がとれなかった場合に想定されるリスク・問題と対応策



前述の「こうすれば防げる！」(問題への対応策)を、本事案に関わった各主体の体系図に落とし込むと、次のとおりとなる。

本事案のように関係者による担当業務の範囲を超えた対応がなくても、住民や社会的な支援が必要な人のケアに当たっている福祉事業者や庁内の福祉担当部署等への啓発を徹底するとともに、何か問題が生じる前にボランティア団体や福祉事業者、庁内の福祉担当部署等と連携できる関係をあらかじめ構築しておくことにより、社会的な支援が必要な人に係るペット問題の発生防止や早期収拾は可能である。

また、犬・猫による環境被害やペットの災害対策に関する課題についても、住民への啓発や関係者間の連携を強化することにより解決できるものとする。

図表 74 ペット問題の発生防止・早期収拾には住民への啓発や関係者間の連携強化が重要

